

【テーマ5】安全で安心な日常生活を支える公衆衛生の向上

めざす方向

- 医薬品等の品質・有効性・安全性の確保、危険ドラッグ等の薬物乱用防止の推進を図ります。
- 食のグローバル化が進むなか、事業者による HACCP（*32）の導入や食品表示法に基づく新表示への移行を促進し、府民の食の安全安心の確保を図ります。
- 生活衛生営業施設（理容所・美容所、旅館等）の衛生対策、水道事業の基盤強化（*33）等を通じ、府民の生活衛生の維持・向上を図ります。
- （地独）大阪健康安全基盤研究所との連携を確保しつつ、機能強化等の取組みを促進し、府域全体のセーフティーネットの向上を図ります。
（中長期の目標・指標）
- ・医薬品や食品等の安全性を確保するとともに、生活衛生営業施設の衛生対策や水道事業の基盤強化を進めることにより、府民の安全・安心な生活を守ります。

医薬品等の品質・有効性・安全性の確保

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）>

■ 医薬品の適正な流通の確保

次のことを実施し、偽造医薬品の流通防止等、適正な流通の確保を図る。

- ・昨年度立入調査した医薬品卸売販売業者に対するフォローアップ（不備等のあった150件への再調査）を行う。
- ・軽微な注意をした事業者を含め、講習会等を通じて立入調査結果や留意事項の周知を図る。
（開催回数：5回、参加者数：200名程度）
- ・近畿府県と合同模擬査察研修を実施し、監視員の資質向上を図る。（参加監視員数：8名程度）

■ 医薬品製造所の調査員（GMP（*34）調査員）育成

- ・医薬品製造技術は、日々進歩しており、国際的な動向も踏まえた最新の知識の習得や研鑽を行うため、製造所等での実地研修、最新情報を含めた教育訓練を近畿府県合同で実施する。
（開催回数：12回、参加監視員数：100名程度）

<何をどのような状態にするか（目標）>

◇ 成果指標（アウトカム）

（定性的な目標）

- ・医薬品の適切な流通を確保する。

◇ 成果指標（アウトカム）

（定性的な目標）

- ・GMP調査員の資質向上により、医薬品等製造所での調査を適切に行い、医薬品の品質、有効性及び安全性の維持・向上を図る。

（数値目標）

- ・教育訓練を通じ、新たにGMP調査員8名以上、リーダー調査員3名以上を育成する。

<進捗状況（H31.3月末時点）>

- 医薬品卸売販売業者への立入（進捗：100%）
- 関係団体向けの講演（5回、約500名参加）
- 合同模擬査察研修を実施（11月）
参加監視員数：10名

- 近畿府県合同での教育訓練
 - ・実施回数：12回
 - ・参加監視員数：108名
- 新たにGMP調査員8名、リーダー調査員5名を育成。

危険ドラッグ対策・薬物乱用防止啓発活動

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（H31.3月末時点）＞
<p>■危険ドラッグ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな危険ドラッグの国内流通を防ぐため、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先駆けて知事指定薬物への指定を行うべく、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と協力し、未規制の危険ドラッグの調査研究を行う。 (調査対象品目数：20品目以上) <p>■薬物乱用防止啓発活動</p> <p>青少年に対して、乱用薬物に関する正しい知識の普及を図るため、次の取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の協力を得て、講義やリーフレット配布等の啓発を行うとともに、大学関係者による自発的な啓発活動を支援する。 ・大学関係者に対して若者の乱用実態や啓発活動についての情報提供を行うとともに、アンケート調査により啓発支援のニーズを把握する。 (調査対象大学等：83校) ・小・中・高校の薬物乱用防止教室 100%実施をめざし、教室に薬物乱用防止指導員を派遣する等の支援を行う。 	<p>▷ ◇成果指標（アウトカム） (定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究結果に基づき、迅速に知事指定薬物への指定を行う。 【参考】平成29年度の指定品目数：16品目 <p>▷ ◇成果指標（アウトカム） (定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自発的に薬物乱用防止運動を行う大学を増やし、大学生に対し、薬物、特に大麻についての正しい知識を普及し、薬物に関する理解度を上げていく。 ・薬物乱用の危険性について、小・中・高校生等が正しい知識を身につける。 	<p>▶ ○地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と協力し、未規制の危険ドラッグの調査研究を実施。当該結果に基づき、新たに知事指定薬物を指定。 調査実施品目数：22品目 【参考】平成30年度の指定品目数：14品目</p> <p>▶ ○大学内での啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学関係者向け説明会開催（6月） 24名参加 ・大学内での薬物乱用防止啓発活動への資材提供 ・全大学にアンケート調査実施、結果のフィードバック（7月） ・府内大学生の大麻事犯による検挙報道を受け、学生への緊急注意喚起を全大学に依頼（11月） <p>▶ ○薬物乱用防止教室実施支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止指導員等への研修会開催（6月） 274名参加 ・大麻乱用防止啓発チラシ等の新規資材を作成、大阪府警察と連携して府内全高校に訪問配布。 ・小・中・高校の薬物乱用防止教室への指導員派遣及び資材提供。 ・多職種（学校薬剤師・保護司・警察官）連携による薬物乱用防止教室を2か所の高校で試行的実施。（7月） ・薬物乱用防止教室の実施率 小学校 100%、中学校 100%、高校 100%

食の安全安心の確保

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（H31.3月末時点）＞
<p>■HACCPの普及啓発と導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府保健所主催による衛生管理講習会の開催 開催回数：各保健所15回 	<p>▷ ◇成果指標（アウトカム） (定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内食品等事業者のHACCPの認知度及び理解度を 	<p>▶ ○府保健所主催による衛生管理講習会の開催 府保健所合計：開催回数：132回</p>

<p>参加人数：各保健所 800 名（H30.5 月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種業界団体等と協力した HACCP 講習会の開催や啓発リーフレットの配布 (講習会開催回数：20 回) (H30.5 月以降) ・HACCP 導入セミナーの開催 (開催回数：4 回) (H30.8 月以降) ・監視指導（通年） ▶基準 A(*35)J 対応施設：施設監視時に HACCP 実施状況を調査、指導（約 450 施設） ▶基準 B(*36)J 対応施設：許認可手続き、施設監視時に HACCP 普及啓発及び指導（約 23,550 施設） <p>■食品表示の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点監視施設である食品製造・加工施設に、次の調査・指導等を行う。 (約 800 施設) (通年) ▶監視時に新表示への移行状況調査 ▶移行未対応の事業者に対し、食品表示基準の周知を行うとともに、事業者からの個別相談に対応 ・業界団体が主催する食品表示学習会への講師派遣 (通年) (食品表示学習会 20 回・理解度 90%) 	<p>高め、導入を促進。</p> <p>◇成果指標（アウトカム） (定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品製造・加工施設の事業者に対して、食品表示基準に沿った新表示への移行を促進。 	<p>参加人数：8830 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種業界団体等と協力した HACCP 講習会の開催や啓発リーフレットの配布：(講習会開催回数：20 回) ・HACCP 導入セミナーの開催：7 回 ・監視指導（通年） ▶基準 A(*35)J 対応施設：施設監視時に HACCP 実施状況を調査、指導（477 施設） ▶基準 B(*36)J 対応施設：許認可手続き、施設監視時に HACCP 普及啓発及び指導（26,033 施設） <p>○対象の 834 施設について新表示への移行状況調査を実施。</p> <p>完全移行済 35 施設（4.5%） 一部商品移行済 425 施設（55%） 未移行 313 施設（40.5%）（未移行のうち新表示を知らない 64 施設（8.3%）） 表示不要 61 施設</p> <p>未対応事業者に対しては、個別相談対応し移行促進を指導。</p> <p>○業界団体が主催する食品表示学習会への講師派遣（19 回・理解度 92%）</p>
---	--	---

生活衛生営業施設に対する計画的監視指導等

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）>	<何をどのような状態にするか（目標）>	<進捗状況（H31.3 月末時点）>																
<p>■生活衛生営業施設に対する計画的監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府保健所管内の生活衛生営業施設に対して、「大阪府保健所環境衛生業務実施計画(*37)」に基づき、立入検査を行う。 <p>[対象施設別監視目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○理容所、美容所、クリーニング所：施設数の 20% ○興行場、旅館、公衆浴場：全施設 <p>[参考]管内施設数（H30 年 4 月 1 日時点）</p> <table border="1" data-bbox="161 1449 712 1492"> <tr> <td>理容所</td> <td>2,228</td> <td>興行場</td> <td>34</td> </tr> </table>	理容所	2,228	興行場	34	<p>◇成果指標（アウトカム） (定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生施設の維持管理状況等について現状を把握するとともに不適施設に対して改善指導を行い、施設の衛生の維持・向上を図る。 	<p>○各保健所の計画に基づき立入検査を実施。</p> <p>【3 月末時点での監視施設数及び目標達成割合】</p> <table border="1" data-bbox="1579 1241 2016 1481"> <tr> <td>理容所</td> <td>401 施設 (90%)</td> </tr> <tr> <td>美容所</td> <td>763 施設 (78%)</td> </tr> <tr> <td>クリーニング所</td> <td>382 施設 (102%)</td> </tr> <tr> <td>興行場</td> <td>30 施設 (88%)</td> </tr> <tr> <td>旅館</td> <td>328 施設 (90%)</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td>256 施設 (91%)</td> </tr> </table>	理容所	401 施設 (90%)	美容所	763 施設 (78%)	クリーニング所	382 施設 (102%)	興行場	30 施設 (88%)	旅館	328 施設 (90%)	公衆浴場	256 施設 (91%)
理容所	2,228	興行場	34															
理容所	401 施設 (90%)																	
美容所	763 施設 (78%)																	
クリーニング所	382 施設 (102%)																	
興行場	30 施設 (88%)																	
旅館	328 施設 (90%)																	
公衆浴場	256 施設 (91%)																	

美容所	4,907	旅館	365
クリーニング所	1,870	公衆浴場	280

■違法民泊対策

- ・住宅宿泊事業法が施行される6月に、インターネット仲介サイトの調査を実施し、府所管区域で違法に営業している営業者に対し指導する。
- ・特に違法民泊施設の多い大阪市の「大阪市違法民泊撲滅チーム(*38)」に参画し、大阪市の違法民泊対策が円滑に進むよう、広域的な立場から、国に対し住宅宿泊仲介業や管理業に対する指導の徹底を働きかけるとともに、関係機関と情報共有を行う。

(スケジュール)

- ・H30 年度通年
生活衛生営業施設に対する監視・指導。
- ・府所管区域の違法民泊対策については、通年で実施するが、住宅宿泊事業法が施行される6月15日以降、さらに対策を強化する。
- ・大阪市の違法民泊撲滅チームについては4月25日発足。年度を通じ府の役割を果たしていく。

◇成果指標 (アウトカム)

(定性的な目標)

- ・これまで違法状態であった160施設を許可等の取得若しくは営業をやめさせる等是正させてきたが、更なる適法状態への誘導を図る。
- ・大阪市所管区域については、「大阪市違法民泊撲滅チーム」における府の役割を果たすことにより、違法民泊から適法な状態への誘導に協力する。

- 住宅宿泊事業法施行日(6月15日)に仲介サイトを調査し、府所管区域では違法施設の掲載がないことを確認(その後も継続的な調査を実施)。
- 大阪市違法民泊撲滅チームに、広域的な立場から参画。委員会を2回、幹事会を3回実施。
- 大阪市において多くの違法施設が仲介サイトに掲載されていること等に関し、大阪市等と連名で国へ要望。
・仲介サイト上の違法物件掲載に対する厳正な措置について(9月)
・仲介サイト上の施設の所在地の掲載について等(3月)

水道事業の基盤強化

<今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール)>

■水道事業の持続性を確保するための取組

- ・副首都推進本部会議の検討チーム(副首都推進局・健康医療部・大阪市水道局)で、昨年度に引き続き、府域水道の最適化の検討を行い、5月開催の本部会議で中間報告を行う。
- ・各水道事業者(*39)の広域化(事業統合等)に向けた動きを促進させるため、「府域一水道に向けたあるべき姿の研究会」を開催し、府域一水道の施設配置イメージの整理や広域化効果の算定等を行う。
- ・知事認可水道事業者(1水道用水供給事業者(*40)、33水道事業者)へ年1回立入検査を行う。

(スケジュール)

<何をどのような状態にするか(目標)>

◇成果指標 (アウトカム)

(定性的な目標)

- ・将来の府域一水道の具体的なイメージを整理し、関係者が共有することで、府域一水道の早期実現を目指す。
- ・運営基盤の強化、老朽化施設の計画的な更新及び耐震化の促進、広域的な水質管理について、立入検査等を通じ、必要な助言・指導を行うことで適正な水道事業運営を確保する。

<進捗状況(H31.3月末時点)>

- 副首都推進本部会議において、府域水道の最適化について検討を行った内容について中間報告。(6月)
また、管路状況や経営状況をテーマとし、府内市町村水道事業の持続可能性について報告。(12月)
- 「府域一水道に向けたあるべき姿の研究会」を開催(4月)後、同研究会を発展的に解消し、持続可能な府域水道事業の構築に向け、水道法改正後の法定協議会につながる「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」を設置し、大阪市を含めた全事業体で総会を開催(8月)。
「府域水道事業の一元化」と「淀川を水源とする浄水場の最適配置」について、同協議会に専門部会を設置し検討を行い、総会にて経過報告。(12月)

<ul style="list-style-type: none"> ・副首都推進本部会議での中間報告に向けた検討チームによる検討（4～5月） ・府域一水道に向けたあるべき姿の研究会の開催（2～3か月に1回開催） ・立入検査の実施（7～12月） 		<ul style="list-style-type: none"> ○各事業者や府民において、水道広域化への機運を醸成するため、各事業者の経営や耐震化等の現状・課題について分かりやすく情報発信。（平成31年3月末に全事業者公表済み） ○全知事認可事業者について、立入検査を実施。（34/34 事業者に立入検査済）
---	--	---

地方衛生研究所の機能強化

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）>	<何をどのような状態にするか（目標）>	<進捗状況（H31.3月末時点）>
<p>■地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所における機能強化等の取組み促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同研究所が「西日本の中核的な地方衛生研究所」に相応しい機能を備えることができるよう、法人運営のサポート及び、新しい研究所の整備に向けた取組みを促進する。 <p>（スケジュール）</p> <p>通年⇒ 研究所機能の強化</p> <p>平成31年3月⇒ 一元化施設の基本設計の策定等</p>	<p>◇成果指標（アウトカム）</p> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同研究所における機能強化等に向けた取組みを促進することで地方衛生研究所の機能強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○同研究所において以下の取組みを実施 ・疫学調査の専門家育成のため、研究員1名を国立感染症研究所（実地疫学専門家養成コース・2年課程）に派遣中。 ▶ 大阪大学大学院医学系研究科及び薬学研究科との「博士課程の教育研究に対する連携・協力に関する協定」を締結し連携大学院を開設（4月）。 ・一元化施設の整備に向け、平成29年度に策定した基本計画をもとに設計条件等の整理や関係行政機関と調整を行い、基本設計を策定（3月）。